

第2章 外国人の退去強制手続業務の状況

好ましくない外国人を国外に排除することによって、日本社会の秩序を維持する役割を果たすのが外国人の退去強制手続である。

この手続は、外国人をその意に反しても国外に退去させるという強力な行政作用であるため、入管法において、退去強制事由が規定されており、退去の判断が重層的な手続を経て行われるなど、慎重な仕組みとなっている。

近年、不法滞在外国人による犯罪が増加するなど、日本社会に様々な問題を惹起してきた中で、退去強制手続は一層その重要性を増している。

以下において、退去強制手続業務の状況について概観する。

第1節 入管法違反者の状況

1 不法残留者総数

入国管理局の電算統計に基づく推計では、平成15年1月1日現在の我が国に潜在中の不法残留者数は22万552人であり、14年1月1日現在の22万4,067人に比べて3,515人（1.6%）減、過去最高であった5年5月1日現在の29万8,646人に比べて7万8,094人（26.1%）減少している。

これは、依然として低迷を続ける経済・雇用情勢が大きく影響していることに加え、厳格な入国審査の実施、関係機関との密接な連携による入管法違反外国人の集中摘発の実施、不法就労防止に関する積極的な広報の実施など、当局が行っている総合的な不法就労外国人対策の効果によるものと思われる。

（1）国籍（出身地）別

平成15年1月1日現在の不法残留者数について国籍（出身地）別に見ると、韓国が4万9,874人で最も多く、全体の22.6%を占めており、以下、フィリピン3万100人（13.6%）、中国2万9,676人（13.5%）、タイ1万5,693人（7.1%）、マレーシア9,442人（4.3%）、中国（台湾）9,126人（4.1%）、ペルー7,322人（3.3%）の順となっている。

不法残留者数が過去最高であった5年5月1日以降の推移で見ると、5年5月1日現在の不法残留者の国籍（出身地）は、タイが最も多く、次いで韓国、フィリピン、中国、マレーシアの順となっており、順位の変動はあるものの、15年1月1日現在まで上位5か国の構成は変わっていない。

ただし、タイは6年5月1日以降一貫して減少しており、韓国は11年1月1日までほぼ毎

図24 主な国籍（出身地）別不法残留者数の推移

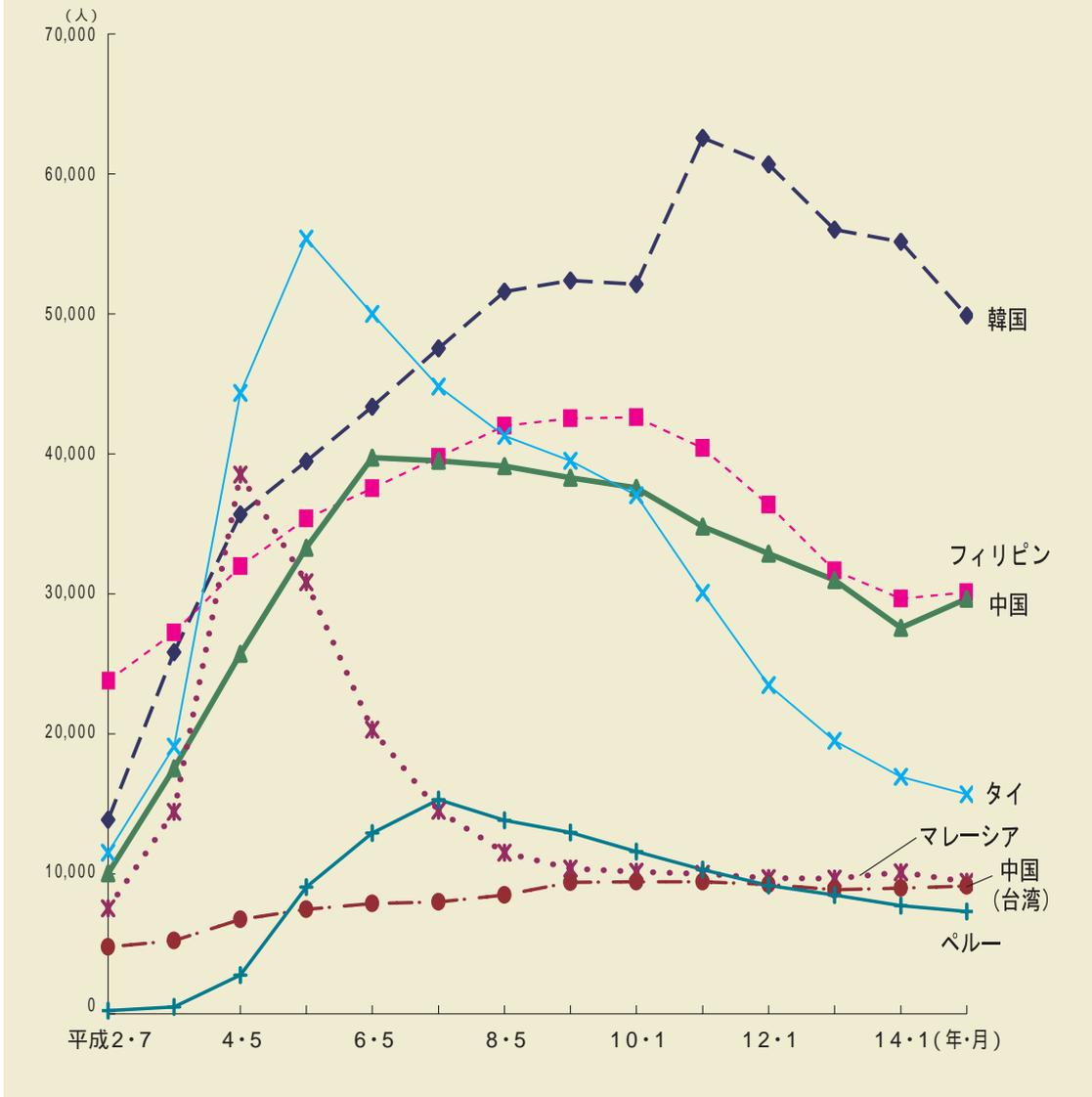


表25 国籍（出身地）別不法残留者数の推移

(人)

年 国籍 (出身地)	平成2年 7月1日	3年 5月1日	4年 5月1日	5年 5月1日	6年 5月1日	7年 5月1日	8年 5月1日	9年 1月1日	10年 1月1日	11年 1月1日	12年 1月1日	13年 1月1日	14年 1月1日	15年 1月1日
総数	106,497	159,828	278,892	298,646	293,800	286,704	284,500	282,986	276,810	271,048	251,697	232,121	224,067	220,552
韓国	13,876	25,848	35,687	39,455	43,369	47,544	51,580	52,387	52,123	62,577	60,693	56,023	55,164	49,874
フィリピン	23,805	27,228	31,974	35,392	37,544	39,763	41,997	42,547	42,608	40,420	36,379	31,666	29,649	30,100
中国	10,039	17,535	25,737	33,312	39,738	39,511	39,140	38,296	37,590	34,800	32,896	30,975	27,582	29,676
タイ	11,523	19,093	44,354	55,383	49,992	44,794	41,280	39,513	37,046	30,065	23,503	19,500	16,925	15,693
マレーシア	7,550	14,413	38,529	30,840	20,313	14,511	11,525	10,390	10,141	9,989	9,701	9,651	10,097	9,442
中国(台湾)	4,775	5,241	6,729	7,457	7,871	7,974	8,502	9,409	9,430	9,437	9,243	8,849	8,990	9,126
ペルー	242	487	2,783	9,038	12,918	15,301	13,836	12,942	11,606	10,320	9,158	8,502	7,744	7,322
インドネシア	315	582	1,955	2,969	3,198	3,205	3,481	3,758	4,692	4,930	4,947	5,315	6,393	6,546
スリランカ	1,668	2,281	3,217	3,763	3,395	2,980	2,783	2,751	3,071	3,734	3,907	3,489	3,730	3,909
ミャンマー	1,234	2,061	4,704	6,019	6,391	6,189	5,885	5,900	5,829	5,487	4,986	4,473	4,177	3,890
その他	31,470	45,059	83,223	75,018	69,071	64,932	64,491	65,093	62,674	59,289	56,284	53,678	53,616	54,974

年増加していたが、その後は減少に転じている。また、フィリピンは11年1月1日以降、中国は7年5月1日以降減少していたが、両国とも15年には増加に転じている。さらに、インドネシアは、大幅な増加ではないが、2年7月1日から一貫して増加している。

また、マレーシア及びペルーについては、それぞれ5年6月1日、7年7月15日に査証取得勧奨措置が採られたことから、減少傾向にあり、査証免除協定を一時停止したパキスタン、バングラデシュ及びイランについても継続的に減少し、15年1月1日現在の上位10か国に入らなかった(図24、表25)。

(2) 在留資格別

不法残留者数を不法残留となった直前の時点での在留資格別に見ると、「短期滞在」が15万5,498人で最も多く、全体の70.5%を占めており、以下、「興行」1万1,770人(5.3%)、「就

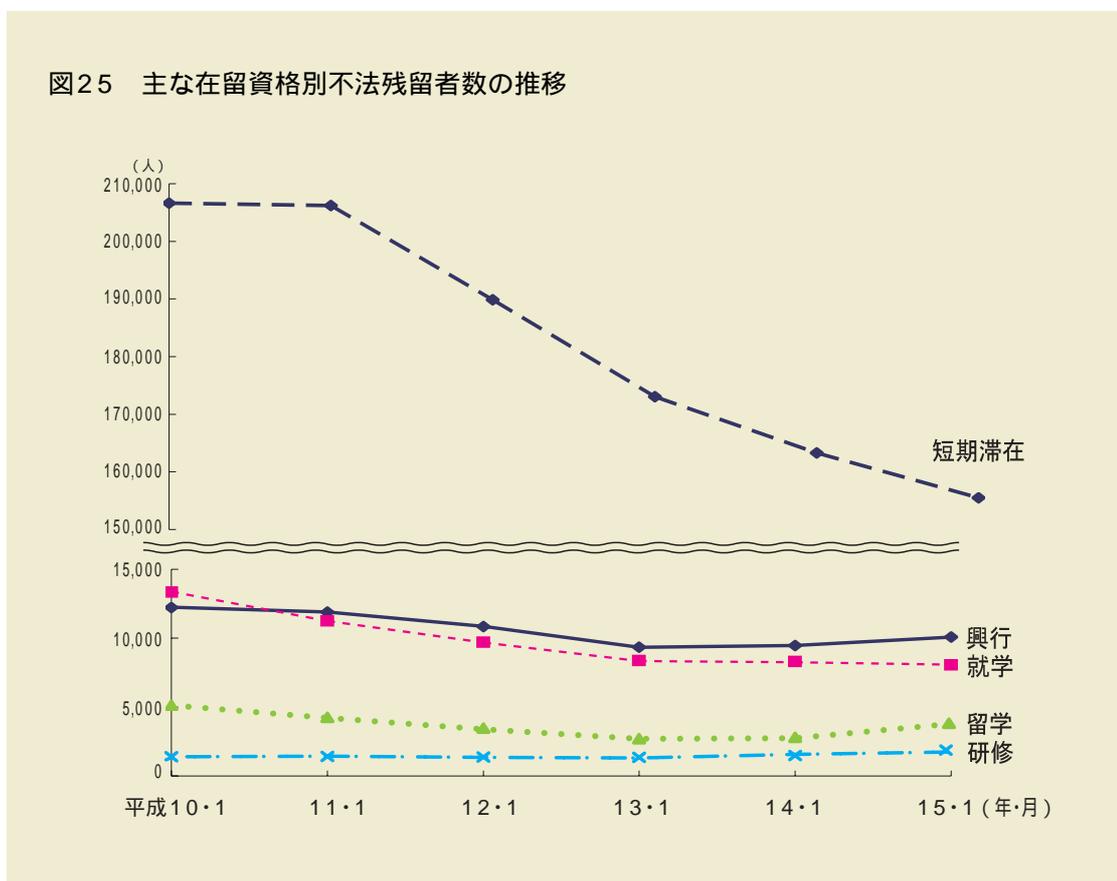


表26 在留資格別不法残留者数の推移

(人)

在留資格	年月日	平成10年1月1日	11年1月1日	12年1月1日	13年1月1日	14年1月1日	15年1月1日
総数		276,810	271,048	251,697	232,121	224,067	220,552
短期滞在		206,620	206,193	189,847	173,051	163,271	155,498
興行		13,917	13,610	12,552	11,029	11,154	11,770
就学		15,083	12,931	11,359	10,025	9,953	9,779
留学		6,824	5,914	5,100	4,401	4,442	5,450
研修		3,099	3,115	3,055	3,004	3,264	3,409
その他		31,267	29,285	29,784	30,611	31,983	34,646

学」9,779人(4.4%)、「留学」5,450人(2.5%)、「研修」3,409人(1.5%)となっており、14年1月1日と比べ、「短期滞在」は7,773人(4.8%)、「就学」は174人(1.7%)それぞれ減少しており、「短期滞在」については5年5月1日以降引き続き、「就学」についても6年5月1日以降減少傾向にある。一方、「興行」、「留学」及び「研修」については14年1月1日において増加に転じ、特に、15年1月1日現在の「研修」は3,409人で過去最高を示している(図25,表26)。

2 不法入国・不法上陸者の状況

平成8年12月以降、中国等近隣諸国からの船舶による集団密航事案が急増し、これら集団密航事案対策として、入管法の一部改正法が9年4月25日に国会で成立し、同年5月11日から施行されているところ、退去強制手続を執った入管法違反者のうち船舶を利用した不法入国者数については、10年から14年までの間減少傾向にはあるものの毎年2,000~3,000人程度の高い水準にあり、その背景には、依然として密航者を我が国に送り込むことをビジネスとする国内外の密航ブローカーが、この種の事案に関与して巨額の不法収益を得ている実態があると考えられる(図26,表27)。

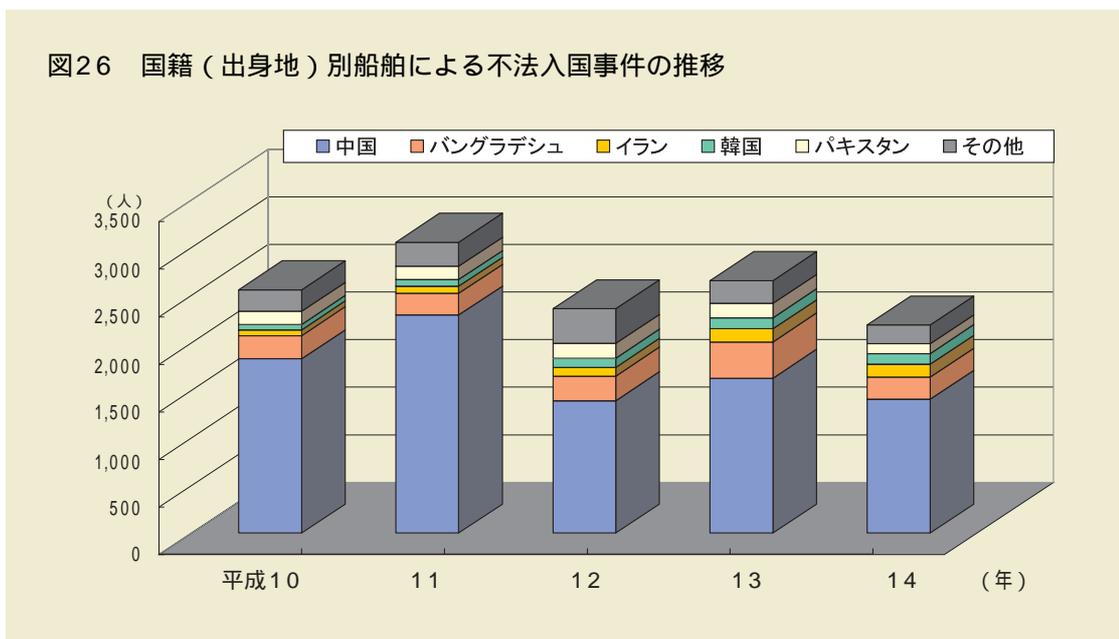


表27 国籍(出身地)別船舶による不法入国事件の推移

国籍(出身地) \ 年	平成10	11	12	13	14
総数	2,556	3,056	2,358	2,653	2,187
中国	1,832	2,291	1,390	1,627	1,405
バングラデシュ	243	227	259	381	232
イラン	61	76	92	140	138
韓国	57	69	96	115	111
パキスタン	138	142	157	151	102
その他	225	251	364	239	199

(注)表中「中国」には、台湾、香港・その他は含まない。

一方、航空機を利用した不法入国、不法上陸事案等については、近年、偽変造旅券の行使や日本旅券を含む真正な旅券の名義人になりすます旅券不正行使等悪質・巧妙な事案が多発している。これは、海外移動の主な手段が航空機に移行したことに加え、航空機は船舶よりも簡便に利用できる上に安全であることから、不法入国、不法上陸の移動手段として多く利用されていることによるものと考えられ、退去強制手続を執った入管法違反者のうち航空機を利用した不法入国者数について10年から14年までの推移を見ると、10年に5,000人以下だったのが、それ以降はいずれの年も6,200人以上となっており、船舶を利用した不法入国事案に比較してより高水準で推移している（図27、表28）。

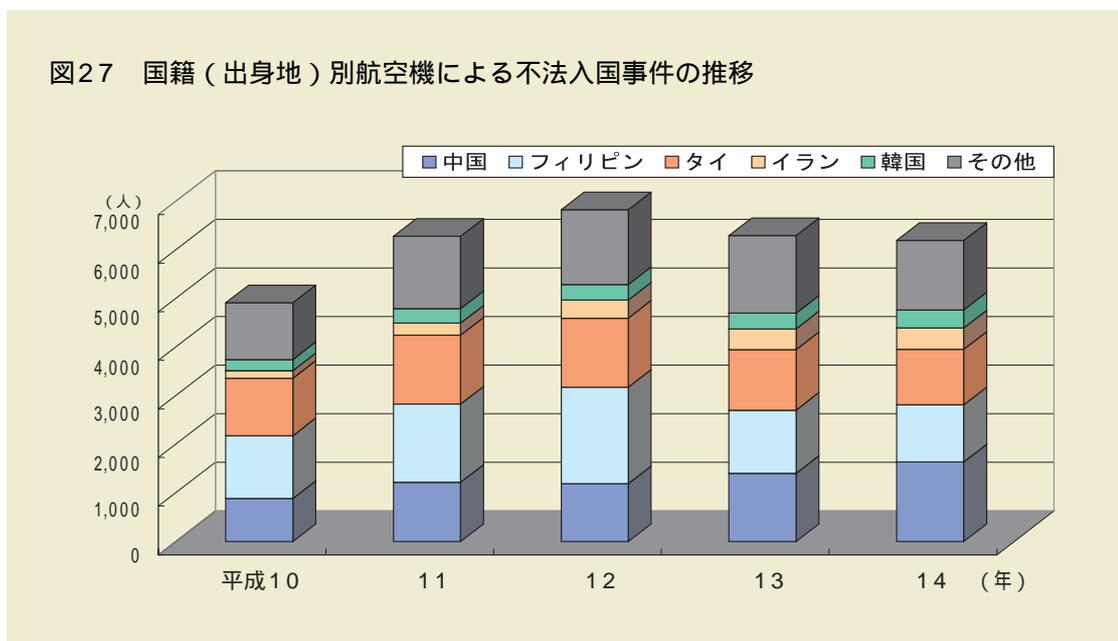


表28 国籍（出身地）別航空機による不法入国事件の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成10	11	12	13	14
総数		4,916	6,281	6,828	6,299	6,201
中国		886	1,220	1,190	1,405	1,636
フィリピン		1,295	1,609	1,989	1,301	1,183
タイ		1,181	1,421	1,420	1,247	1,140
イラン		158	246	371	426	437
韓国		228	299	319	325	373
その他		1,168	1,486	1,539	1,595	1,432

(注) 表中「中国」には、台湾、香港・その他は含まない。

第2節 退去強制手続を執った入管法違反事件の概要

1 退去強制事由別

平成14年に退去強制手続を執った入管法違反者は4万1,935人で、過去最高であった5年から14年までの推移で見ると、5年に7万404人と過去最高を記録した後、6年以降は減少傾向に転じており、10年以降は年間5万人程度で推移していたが、13年以降は4万人程度まで落ち込んでいる。これは、帰国を希望して出頭申告する入管法違反者が大きく減少したことに起因しているが、この背景には、12年2月に施行された改正入管法により、被退去強制者に対する上陸拒否期間がそれまでの1年から5年に延長されたため、いったん本国に帰国すると再度我が国に入国することが困難となったこと、我が国の景気低迷により稼働収入が減少したため、より長期間我が国に潜伏して不法就労を継続しようとする意識が働いたということが考えられる。また、近年、不法就労者等の入管法違反者が地方に拡散し、あるいは、1か所で稼働する不法就労者の数が減少（小口化）するなどしていることに加え、違反事件が複雑・困難化しているなどの事情で、摘発が効率的に行えなくなっていることも大きな要因となっている。

退去強制事由別内訳を見ると、14年は、不法残留3万1,520人（75.2%）、不法入国8,388人（20.0%）、資格外活動850人（2.0%）の順となっているが、退去強制手続を執った入管法違反者総数に占める割合を10年から14年までの推移で見ると、不法残留の割合は10年の82.1%から14年の75.2%へと減少傾向にある一方、不法入国は10年の15.4%から14年の20.0%へと増加傾向にある。また、資格外活動は、10年の0.6%から14年の2.0%へと増加し、14年には初めて不法上陸を上回った。

なお、退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法就労していた外国人は14年が3万2,364人で全体の77.2%を占めている（表29）。

表29 退去強制事由別入管法違反事件の推移 (人)

退去強制事由	年	平成10	11	12	13	14
総数		48,493	55,167	51,459	40,764	41,935
不法入国		7,472	9,337	9,186	8,952	8,388
不法上陸		719	831	748	826	789
不法残留		39,835	44,403	40,756	30,063	31,520
資格外活動		310	335	473	594	850
刑罰法令違反等		157	261	296	329	388
不法就労者		40,535	46,258	44,190	33,508	32,364

14年の国籍（出身地）別では、韓国が9,656人と最も多く、全体の23.0%を占めており、次いで、中国9,287人（22.1%）、フィリピン4,997人（11.9%）、タイ3,172人（7.6%）の順となっている。

これを地域別に見ると、依然としてアジア出身者が圧倒的多数を占めているものの、ここ数年、アジア以外の国籍が増加傾向を示しており、我が国で不法に滞在する外国人の多国籍化が

進行している。

以下、退去強制事由別にその事案の特徴を見ることとする。

(1) 不法入国

平成14年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、有効な旅券を所持しないなどにより本邦に入国した不法入国者数は8,388人で、11年に9,337人を記録した後、減少傾向にあり、13年(8,952人)と比べ564人減少している。

14年に退去強制手続を執った不法入国者数を国籍別に見ると、中国が3,041人で最も多く全体の36.3%を占めており、次いでフィリピン1,261人(15.0%)、タイ1,173人(14.0%)の順となっている。これら上位3か国の順位はこの5年間変動がないが、全体に占める割合は減少傾向にあり、不法入国者の多国籍化が進んでいることがうかがえる(表30)。

表30 国籍(出身地)別不法入国事件の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成10	11	12	13	14
総数		7,472	9,337	9,186	8,952	8,388
中国		2,718	3,511	2,580	3,032	3,041
フィリピン		1,414	1,747	2,185	1,383	1,261
タイ		1,206	1,450	1,450	1,283	1,173
イラン		219	322	463	566	575
韓国		285	368	415	440	484
バングラデシュ		388	420	483	644	448
パキスタン		441	525	498	418	366
ペルー		228	295	284	265	262
コロンビア		93	119	158	162	127
インドネシア		8	22	102	138	99
その他		472	558	568	621	552

(注)表中「中国」には、台湾、香港・その他は含まない。

不法入国に利用した交通手段別では、航空機を利用した14年における不法入国者数は、13年(6,299人)を若干下回る6,201人で、船舶を利用した不法入国者数は、13年(2,653人)と比較して17.6%減少の2,187人であった。

ア 船舶による不法入国

平成14年に退去強制手続を執った不法入国者数のうち、船舶を利用した不法入国者数は2,187人であり、10年から14年までの推移で見ると、減少傾向にあると認められるものの、11年は前年比500人(19.6%)増、12年は前年比698人(22.8%)減、13年は前年比295人(12.5%)増、14年は466人(17.6%)減と毎年増減を繰り返しており、今後も予断を許さない状況にある。

また、14年における船舶による不法入国者数について国籍(出身地)別に見ると、中国が1,405人で全体の64.2%を占めており、以下、バングラデシュ10.6%、イラン6.3%、韓国5.1%、パキスタン4.7%の順となっている。この5年間1位の中国と2位のバング

ラデシュの順位は変わっておらず，中国は60%程度から75%までの間で推移している。また，この間の特徴として，イランと韓国の割合が毎年増加していることが挙げられる（図26，表27）。

イ 航空機による不法入国

平成14年に退去強制手続を執った不法入国者数のうち，航空機による不法入国者数は6,201人であり，5年から10年までは4,000人前後から5,000人弱で推移していたところ，11年に6,281人に増加して以降，6,000人台で推移している。

14年の航空機による不法入国者数について国籍別に見ると，中国が1,636人で最も多く全体の26.4%を占めており，次いで，フィリピン19.1%，タイ18.4%，イラン7.0%，韓国6.0%の順となっている。10年から14年の推移で見ると，12年まではフィリピンが最も多かったが，13年から中国が最も多くなっている。また，船舶の場合と同様，イランと韓国の割合が毎年増加していることは特徴的である（図27，表28）。

不法入国に利用する交通手段として，航空機によるものが船舶によるものの2倍から3倍となっている理由について，航空機は，船舶を利用するのに比べて圧倒的に簡易であり，航行の危険が少ないことのほか，航空機を利用した不法入国事案はそのほとんどが偽変造旅券を行使したものであるところ，偽変造旅券の作成にコンピューターを活用するなど，旅券の偽変造技術が高度になり，空港における入国審査において偽変造旅券の発見が難しくなっていることなどが要因と考えられる。

（2）不法上陸

平成14年に退去強制手続を執った入管法違反者のうち，入国審査官から上陸の許可等を受けないで本邦に上陸した不法上陸者数は789人で，これを10年から14年の推移で見ると，毎年概ね700～800人程度で増減を繰り返している。

表31 国籍（出身地）別不法上陸事件の推移

（人）

国籍(出身地)	年	平成10	11	12	13	14
総数		719	831	748	826	789
中国		256	344	394	489	408
ロシア		12	11	16	36	46
フィリピン		44	54	37	20	41
タイ		62	78	59	58	41
ミャンマー		40	48	38	18	36
韓国		26	30	34	26	30
パキスタン		75	65	44	45	26
ブラジル		-	1	4	6	15
イラン		64	33	28	21	13
ペルー		11	4	5	10	12
その他		129	163	89	97	121

（注）表中「中国」には，台湾，香港・その他は含まない。

14年の不法上陸者数について国籍（出身地）別に見ると、中国が408人で最も多く全体の51.7%を占めており、次いでロシア46人（5.8%）、フィリピン及びタイ41人（5.2%）、ミャンマー36人（4.6%）の順となっている。10年から14年までの推移で見ると、この間一貫して中国が最も多く、その他の特徴としては、ロシアが12年以降急増していること、パキスタン及びイランが14年は10年と比べ大幅に減少していることが挙げられる（表31）。

（3）不法残留

平成14年に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法残留者数は3万1,520人で、これを10年から14年までの推移で見ると、11年にいったん増加した後は、14年に前年比1,457人増加しているものの、全体的には減少傾向にある。

不法残留者数を国籍（出身地）別に見ると、韓国が8,911人で全体の28.3%を占めており、以下、中国5,600人（17.8%）、フィリピン3,373人（10.7%）、タイ1,935人（6.1%）、ブラジル1,339人（4.2%）、マレーシア1,320人（4.2%）、インドネシア1,243人（3.9%）の順となっている。これを10年から14年の推移で見ると、一貫して韓国が最も多く、12年を除き中国が2位、フィリピンが3位となっている。この5年間の特徴としては、韓国が12年以降減少し続け、14年は11年と比べ6,188人（41.0%）減少していること、3位のフィリピンが13年に前年と比べ3,139人（47.3%）減と急減し、さらに14年も減少が続いていること、ペルーとイランも10年から減少し続けており、14年は10年と比べペルーが845人（48.2%）減、イランが1,405人（68.4%）減となっていることが挙げられる（表32）。

表32 国籍（出身地）別不法残留事件の推移

（人）

国籍(出身地)	年	平成10	11	12	13	14
総数		39,835	44,403	40,756	30,063	31,520
韓国		11,264	15,099	12,553	9,326	8,911
中国		6,260	6,738	6,376	5,019	5,600
フィリピン		5,180	6,090	6,643	3,504	3,373
タイ		2,687	2,944	2,920	2,090	1,935
ブラジル		213	168	225	460	1,339
マレーシア		1,370	1,432	1,195	1,176	1,320
インドネシア		1,223	1,317	1,418	1,190	1,243
ペルー		1,753	1,342	1,237	914	908
スリランカ		698	859	819	667	688
イラン		2,053	1,449	1,373	721	648
その他		7,134	6,965	5,997	4,996	5,555

（注）表中「中国」には、台湾、香港・その他は含まない。

（4）資格外活動

我が国に在留する外国人が、付与された在留資格以外の就労活動を許可を受けることなく専ら行っていた場合は退去強制手続が執られることとなるが、その数は、平成14年が850人であり、10年から14年までの推移で見ると、10年には310人であったものが、毎年増加し続

け、14年は10年と比べ540人（174.2%）増加している。

14年における資格外活動者数について国籍（出身地）別に見ると、フィリピンが267人で全体の31.4%を占めている。以下、韓国211人（24.8%）、中国171人（20.1%）、中国（台湾）36人（4.2%）の順となっており、これら4か国（地域）で、全体の80%を占めている。10年から14年までの推移で見ると、フィリピンは、10年が113人で、同年の国籍（出身地）別で最も多く、その後減少傾向にあったが、13年以降急増し、14年は12年と比べ224人（520.9%）増加した。韓国は、11年、12年と急増し、13年に減少したが14年には再び増加に転じている。中国は、12年以降急増しており、14年は11年と比べ143人（510.7%）増加している。その他の特徴として、14年にはロシア、ルーマニア、ウクライナなど東欧諸国が急増していることが挙げられる（表33）

なお、不法就労者の多くは「短期滞在」で入国した後、資格外活動を行っているものであるが、その外国人が不法残留した場合には、不法残留事件として処理することが多いことから、事件数では不法残留が圧倒的に多くなっている。

表33 国籍（出身地）別資格外活動事件の推移

（人）

国籍(出身地) \ 年	平成10	11	12	13	14
総数	310	335	473	594	850
フィリピン	113	61	43	132	267
韓国	53	142	195	140	211
中国	32	28	61	148	171
中国(台湾)	4	12	44	25	36
ロシア	17	10	2	20	31
ルーマニア	-	23	1	9	28
ウクライナ	1	2	-	1	18
イスラエル	18	19	23	18	14
インドネシア	19	8	32	12	13
スリランカ	7	2	6	4	8
その他	46	28	66	85	53

（注）表中「中国」には、台湾、香港・その他は含まない。

2 不法就労事件

（1）概況

平成14年に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法就労していたことが認められた者は3万2,364人で、入管法違反者全体の77.2%を占めており、我が国に潜在する入管法違反者の多くが不法就労を目的としていたことを裏付けている（表29）。

今日の厳しい雇用情勢の中にあって、不当に安い賃金で働く不法就労者が日本人労働者の雇用機会を奪っていたり、雇用主が安価な労働力として不法就労者を雇った結果、合法的に労働者を雇用した場合に比べて経済競争上有利となることから、公正な経済競争を侵害し、弊害が生じたりしているとの指摘もなされている。

さらには、不法就労者のあっせんブローカーが多額の不当な利益を得る一方で、それら外

国人が本来得るべき賃金が搾取されたり、また、雇用主が協力しないことから労災補償がなされず、あるいは、必要な医療が受けられないなど不法就労者本人の人権上の問題も発生している。

(2) 国籍(出身地)別

平成14年中に退去強制手続を執った不法就労者の国籍(出身地)は、近隣アジア地域を中心に104か国(地域)に及んでおり、多国籍化の様相を呈している。

これを地域別に見ると、アジアが2万9,533人で91.3%を占め圧倒的に多く、次いで南米5.8%、アフリカ1.6%の順となっており、依然としてアジアから入国し、我が国において不法就労に従事する者の割合が高くなっているが、アジア以外の国籍も75か国(地域)(10年は69か国(地域))に及んでおり、我が国で不法就労する外国人の多国籍化が進行している。

国籍(出身地)別に見ると、韓国が8,043人で最も多く全体の24.9%を占めており、次いで中国7,087人(21.9%)、フィリピン3,696人(11.4%)、タイ2,538人(7.8%)、マレーシア1,329人(4.1%)の順となっており、上位5か国で不法就労事件総数の約70%を占めている。これら5か国は、10年以降11年又は12年までは増加したが、その後、減少傾向が続いている。特に、14年のフィリピンは過去5年間で最も多かった12年と比べ3,724人(50.2%)と大幅に減少している。また、イランとペルーは、10年以降毎年減少しており、14年は10年と比べ、イランが1,331人(60.0%)、ペルーが894人(51.2%)減と大幅に減少している(図28,表34)。

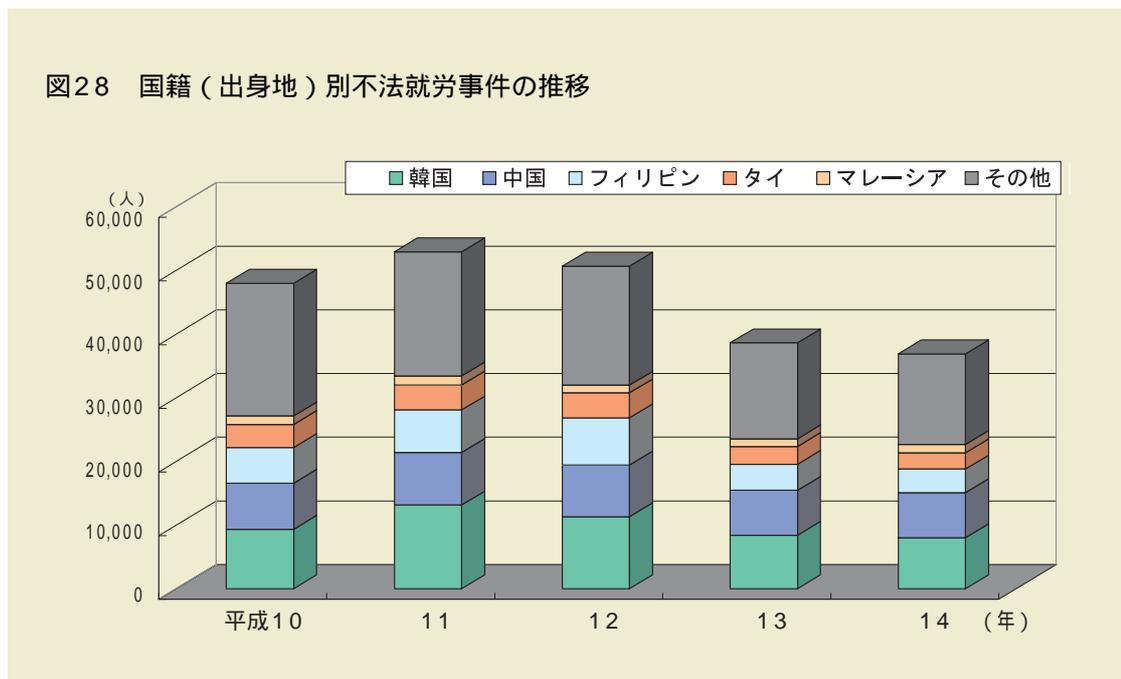


表34 国籍(出身地)別不法就労事件の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成10	11	12	13	14
総数		40,535	46,258	44,190	33,508	32,364
	男	24,808	26,418	23,949	19,313	18,610
	女	15,727	19,840	20,241	14,195	13,754
韓国		9,360	13,164	11,336	8,400	8,043
	男	4,173	5,368	4,262	3,461	3,249
	女	5,187	7,796	7,074	4,939	4,794
中国		7,224	8,278	8,132	7,080	7,087
	男	5,108	5,802	5,290	4,686	4,585
	女	2,116	2,476	2,842	2,394	2,502
フィリピン		5,631	6,672	7,420	4,072	3,696
	男	2,122	2,475	2,524	1,352	1,313
	女	3,509	4,197	4,896	2,720	2,383
タイ		3,604	3,926	3,902	2,800	2,538
	男	1,579	1,667	1,460	1,122	1,054
	女	2,025	2,259	2,442	1,678	1,484
マレーシア		1,350	1,429	1,217	1,209	1,329
	男	967	1,001	813	832	917
	女	383	428	404	377	412
インドネシア		1,210	1,314	1,458	1,222	1,254
	男	929	981	1,045	862	871
	女	281	333	413	360	383
イラン		2,219	1,639	1,598	993	888
	男	2,186	1,606	1,580	981	874
	女	33	33	18	12	14
バレー		1,746	1,459	1,288	976	852
	男	1,143	934	805	651	561
	女	603	525	483	325	291
バングラデシュ		1,067	1,082	1,073	1,102	833
	男	1,042	1,060	1,049	1,074	806
	女	25	22	24	28	27
パキスタン		1,255	1,220	1,090	851	715
	男	1,237	1,214	1,083	848	705
	女	18	6	7	3	10
その他		5,869	6,075	5,676	4,803	5,129
	男	4,322	4,310	4,038	3,444	3,675
	女	1,547	1,765	1,638	1,359	1,454

(注)表中「中国」には、台湾、香港・その他は含まない。

(3) 男女別

平成14年に退去強制手続を執った不法就労者の男女別構成は、男性が1万8,610人(全体比57.5%)、女性が1万3,754人(全体比42.5%)であった。

男女比率については、各年とも男性が女性を上回る傾向が続いているところ、10年以降12年までは男女比の縮小傾向が継続し、12年には女性の占める割合が45.8%まで上がったが、13年からは徐々に男女比の差が広がっている。

また、14年において不法就労者が多い上位5か国のうち、男性より女性が多いのは、韓国、フィリピン及びタイの3か国であり、これら3か国で女性全体の63.0%を占めている(図29)。



(4) 就労内容別

平成14年における不法就労者の就労内容別に見ると、工員が7,084人で最も多く、次いでホステス等接客、建設作業員、ウエイトレス・バーテン、調理人の順となっており、この順位は10年以降変わっていない。

工員の職種別では、金属加工が1,342人で最も多く、次いで飲・食料品製造が1,215人、ゴム・プラスチック製品製造が876人などの順となっている。

男性は工員が最も多く、次いで建設作業員、調理人の順となっており、女性は、ホステス等接客が最も多く、次いで工員、ウエイトレス・バーテンの順となっている(表35)。

(5) 稼働場所(都道府県)別

平成14年における不法就労者の稼働場所(都道府県)別を見ると、東京都の1万962人が最も多く、次いで埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、大阪府の順となっている。このように不法就労者は、依然として首都圏を中心に関東から近畿に及び太平洋側地域に集中しており、特に、東京都に関東地区の6県(埼玉、神奈川、千葉、茨城、群馬、栃木)を加えると、全不法就労者の70.8%を占めることとなり、不法就労者の関東地区への集中を裏付けている。他方、全国47都道府県において不法就労者の存在が確認されており、引き続き地方拡散化が続いていることをも示している(表36)。

表35 就労内容別不法就労事件の推移

(人)

就労内容	年	平成10	11	12	13	14
総数		40,535	46,258	44,190	33,508	32,364
	男	24,808	26,418	23,949	19,313	18,610
	女	15,727	19,840	20,241	14,195	13,754
工員		9,602	9,907	9,466	8,413	7,084
	男	7,514	7,453	6,956	6,210	5,181
	女	2,088	2,454	2,510	2,203	1,903
ホステス等接客		7,186	8,888	9,415	6,009	5,081
	男	424	371	359	362	236
	女	6,762	8,517	9,056	5,647	4,845
建設作業員		7,695	8,638	7,354	5,330	4,790
	男	7,568	8,563	7,290	5,290	4,757
	女	127	75	64	40	33
ウェイトレス・バーテン		4,080	4,209	4,056	2,595	2,653
	男	1,731	1,715	1,561	1,043	1,030
	女	2,349	2,494	2,495	1,552	1,623
調理人		2,301	2,580	2,546	1,939	2,052
	男	1,631	1,714	1,650	1,256	1,296
	女	670	866	896	683	756
その他のサービス業従事者		1,476	2,466	2,327	1,869	2,007
	男	792	978	954	705	736
	女	684	1,488	1,373	1,164	1,271
その他		8,195	9,570	9,026	7,353	8,697
	男	5,148	5,624	5,179	4,447	5,374
	女	3,047	3,946	3,847	2,906	3,323

表36 稼働場所別不法就労事件の推移

(人)

稼働場所	年	平成10	11	12	13	14
総数		40,535	46,258	44,190	33,508	32,364
東京都		13,136	15,303	14,368	10,507	10,962
埼玉県		4,273	4,288	3,880	3,112	2,794
千葉県		3,294	3,968	4,047	2,959	2,682
神奈川県		3,600	4,571	4,052	3,059	2,586
愛知県		2,034	2,437	2,661	2,082	2,165
大阪府		2,986	3,299	3,125	2,321	1,922
茨城県		2,397	2,600	2,586	1,753	1,902
群馬県		1,327	1,472	1,769	1,448	1,247
長野県		873	999	995	834	855
栃木県		1,125	1,260	1,063	826	749
その他		5,490	6,061	5,644	4,607	4,500

3 違反審判の概況

(1) 事件の受理・処理

退去強制手続では、入国警備官による違反調査の後、入国審査官は、外国人（容疑者）が退去強制事由に該当するかどうかについて違反審査することとなるが、その受理件数の推移

を見ると、平成5年の7万618件をピークとしてその後減少傾向にあり、10年から14年までの間は4万件台から5万件台で推移し、14年には4万2,504件であった（表37）

表37 違反審査・口頭審理・法務大臣裁決の受理件数及び処理状況の推移 (件)

区分	年	平成10	11	12	13	14	
違反審査	受 理	49,412(792)	55,682(363)	52,029(403)	41,357(449)	42,504(497)	
	既 済	非該当	1	1	—	2	3
		退去強制令書発付	45,683	50,569	44,015	34,711	33,607
		口頭審理請求	3,226	4,545	7,396	5,998	8,254
		未済, その他	502	567	618	646	640
口頭審理	受 理	3,781(524)	5,320(769)	8,091(670)	6,514(493)	9,067(785)	
	既 済	非該当	—	—	—	—	—
		退去強制令書発付	32	31	38	56	104
		異議申出	2,955	4,606	7,523	5,637	7,872
		未済, その他	794	683	530	821	1,091
裁 決	受 理	3,289(397)	5,226(645)	8,160(699)	6,562(864)	8,378(607)	
	既 済	理由あり	—	—	—	7	—
		理由なし	2,638	4,521	7,275	5,916	7,711
	未済, その他	651	705	885	639	667	
口頭審理請求	口頭審理請求件数 違反審査受理件数 (%)	6.5	8.2	14.2	14.5	19.4	

(注1) 受理件数の()内は前年からの繰越件数で内数である。

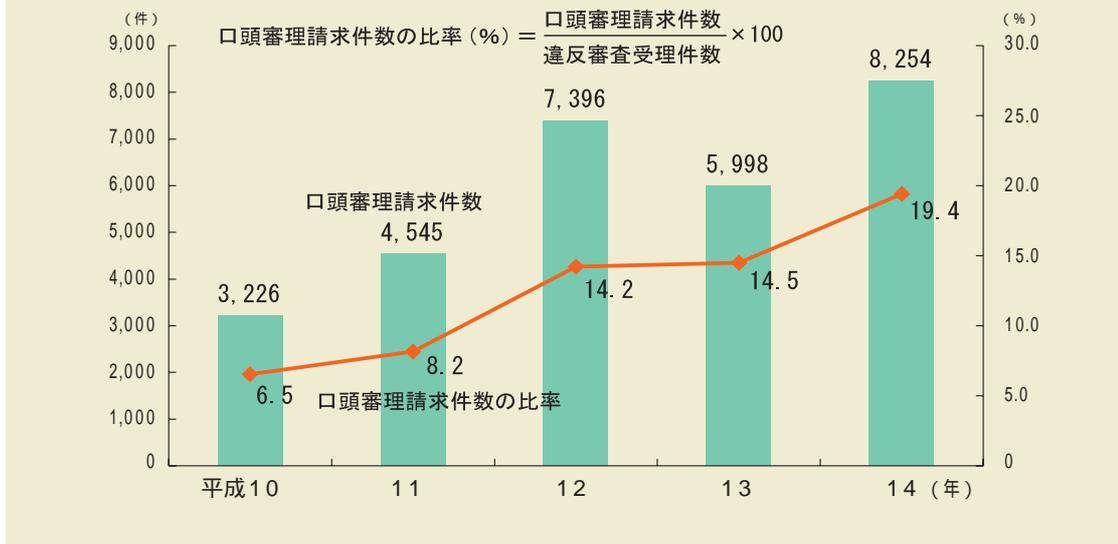
一方、違反審査後の口頭審理請求件数は急増しており、5年が801件であるのに対し、10年は3,226件、14年には8,254件と顕著な増加を示している。違反審査受理件数に対する口頭審理の新規受理件数の占める比率についても、5年はわずか1.1%であったものが、10年は6.5%、14年は19.4%と著しく上昇している。これは、不法残留等による我が国における違法な滞在が長期化していること等から、日本人等と婚姻・同居するなどして身分関係が形成され、在留を希望して自ら入国管理局へ出頭する案件が増加していることに加え、近年、入管法違反外国人やその関係者が、退去強制事由に該当する外国人であっても我が国で継続して生活ができるよう強く要望するようになり、その結果、入国審査官から退去強制事由に該当する旨の認定を受けたとしても口頭審理を請求する事案が増加したものと考えられる（図30）。

また、口頭審理における特別審理官の判定に対して法務大臣へ異議申出をする件数についても、同様の理由から増加傾向にあり、5年は598件であったが、10年は4.9倍の2,955件、14年は13.2倍の7,872件となっている（表37）。

なお、違反審査事件の国籍（出身地）は、11年105か国（地域）、12年106か国（地域）、13年101か国（地域）と近年は毎年100か国（地域）を超え、特に、14年は122か国（地域）（無国籍を除く。）に上っており、その多国籍化が一層進んでいる。

また、違反審査及び口頭審理については、通訳の確保が困難な事件や難民認定申請をしている事件が増加しており、慎重に事件処理を行うとともに、当該外国人を長期間不安定な状

図30 口頭審理請求件数及びその比率の推移



態に置くことがないよう事件処理を迅速に行うことが求められているため、入国管理局においては、通訳人名簿を作成し、優秀な通訳人の迅速な確保に努め、また、実態調査、関係機関に対する照会を行うなどして、慎重かつ迅速な事件処理に努めている。

(2) 退去強制令書の発付

平成14年の退去強制令書の発付件数は3万4,455件であり、10年から14年までの推移を見ると、10年は4万5,864件、11年は5万813件であったが、その後は減少している。

退去強制令書発付件数について退去強制事由別の構成比で見ると、不法残留は14年が2万5,176件で全体の73.1%を占めており、82.3%であった10年以降減少している。一方、不法入国者の割合は10年の15.3%から14年の21.0%へ増加している。これは、偽造旅券等の偽変造文書を行って不法入国を果たす者や船舶による密航者が依然として跡を絶たないことが主な原因であると考えられる。また、刑罰法令違反及び資格外活動の件数については、全体に占める割合は低いものの、その数は10年以降増加し続けている(表38)。

表38 退去強制事由別退去強制令書の発付状況 (件)

退去強制事由	年	平成10	11	12	13	14
総数		45,864	50,813	44,417	35,408	34,455
不法残留		37,764	41,121	35,546	26,145	25,176
不法入国		7,015	8,475	7,582	7,719	7,244
不法上陸		681	742	650	688	712
資格外活動		312	333	466	567	848
刑罰法令違反		55	78	106	222	399
その他		37	64	67	67	76

また、国籍(出身地)別に見ると、14年は、韓国・朝鮮が8,371件で最も多く全体の24.3%

を占めており、次いで中国8,357件(24.3%)、フィリピン3,435件(10.0%)、タイ2,391件(6.9%)、マレーシア1,371件(4.0%)の順になっている。10年から14年までの推移で見ると、2位の中国の全体に占める割合は、10年には19.4%であったものが、その後増加傾向にあり、14年には1位の韓国・朝鮮とほぼ同じ割合となっている。また、退去強制手続を執ったフィ

図31 主な国籍(出身地)別退去強制令書の発付状況

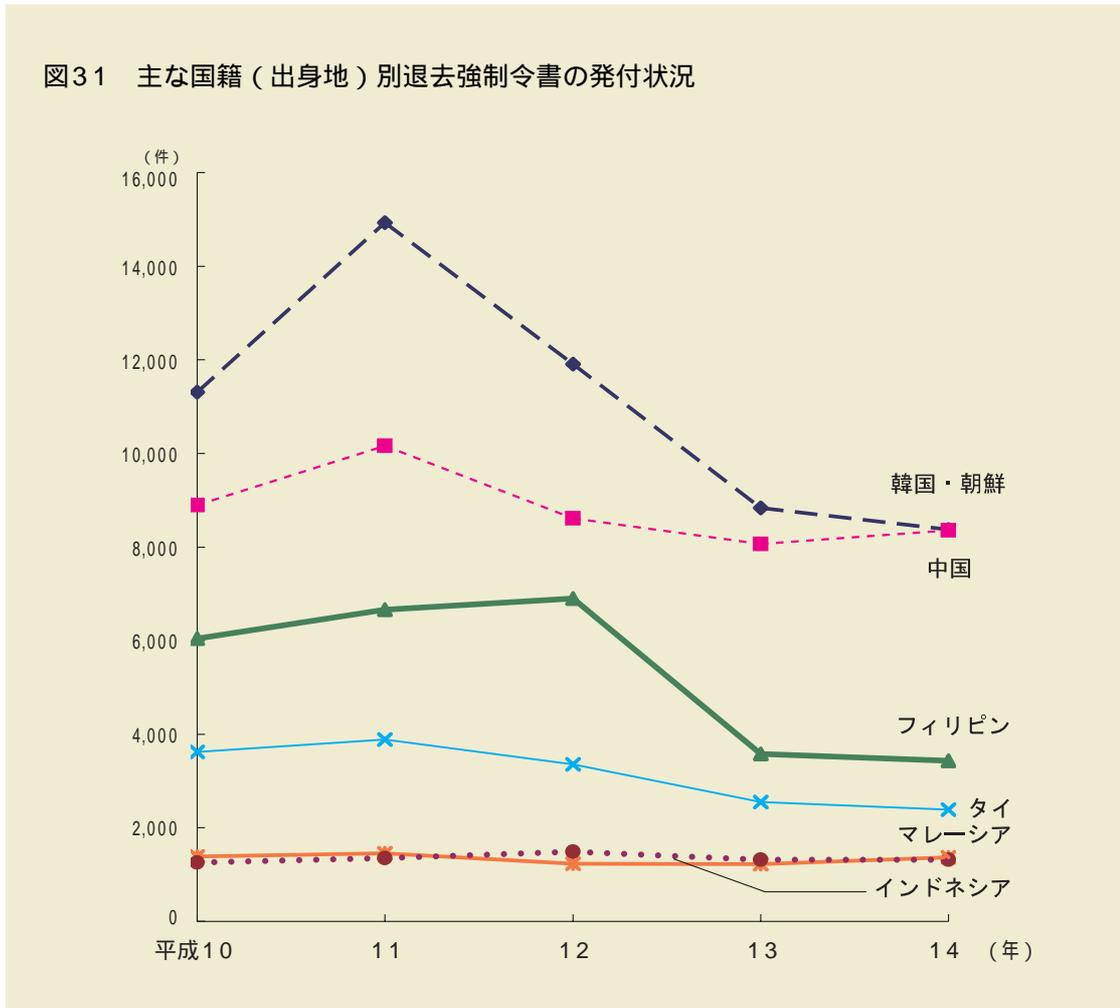


表39 国籍(出身地)別退去強制令書の発付状況

(件)

国籍(出身地)	年	平成10	11	12	13	14
総数		45,864	50,813	44,417	35,408	34,455
韓国・朝鮮		11,306	14,926	11,910	8,836	8,371
中国		8,896	10,160	8,610	8,035	8,357
フィリピン		6,042	6,661	6,897	3,578	3,435
タイ		3,621	3,886	3,359	2,552	2,391
マレーシア		1,386	1,453	1,235	1,220	1,371
インドネシア		1,260	1,350	1,492	1,319	1,315
イラン		2,177	1,574	1,575	1,175	1,072
ペルー		1,938	1,569	1,335	1,039	905
バングラデシュ		1,132	1,162	1,037	1,110	858
スリランカ		806	980	906	748	756
その他		7,300	7,092	6,061	5,796	5,624

(注) 表中「中国」には、台湾、香港・その他は含まない。

リピン、イラン及びペルーの件数が10年から14年の間に急減しており、これに伴い、退去強制令書の発付においても、これら3か国の件数は急減している（図31、表39）

（3）仮放免

収容令書により収容されていた者が仮放免された件数は、平成10年には2,581件であり、その後、12年の6,031件を最高として、14年には4,477件と減少した。一方、退去強制令書により収容されていた者が仮放免された件数は、10年には90件であったが、その後、毎年増加しており、14年には347件まで増加している。これは、送還忌避等による収容の長期化が顕著になっていることと、これに伴う健康状態、その他人道上の配慮等から、仮放免を弾力的に運用している結果である（表40）

表40 仮放免許可件数の推移

（件）

令書の種別	年	平成10	11	12	13	14
収容令書によるもの		2,581	4,074	6,031	4,782	4,477
退去強制令書によるもの		90	101	171	198	347

平成14年の数値は概数である。

（4）在留特別許可

法務大臣が在留を特別に許可した外国人の数は、平成14年に6,995人であり、10年の2,497人から4,498人（180.1%）増と急増している。さらに、この数は、10年前の平成4年には500人を割っていた状況と比較すると、飛躍的な伸びを記録しているものである。在留特別許可を受けた外国人の多くは、日本人と婚姻するなど日本人等との密接な身分関係を有し、また実態として、様々な面で我が国に生活の基盤を築いている状況にある。

より具体的な例としては、日本人と婚姻し、その婚姻の実態がある場合で、入管法以外の法令に違反していない外国人が挙げられる。

在留特別許可者の退去強制事由別では、14年は不法残留が5,726人で最も多く全体の81.9%を占めており、次いで不法入国・不法上陸1,068人（15.3%）、刑罰法令違反201人（2.9%）の順になっている。10年から14年の推移で見ると、不法残留は70%台で推移していたが、14年は10%程度増加しており、不法入国・不法上陸は20～25%で推移していたものが、14年には15.3%と10%程度減少した。刑罰法令違反等は、1.9～3.8%の間で増減を繰り返している（表41）

表41 退去強制事由別在留特別許可者数の推移

（人）

退去強制事由	年	平成10	11	12	13	14
総数		2,497	4,318	6,930	5,306	6,995
不法入国・不法上陸		497	1,018	1,647	1,369	1,068
不法残留		1,904	3,219	5,116	3,743	5,726
刑罰法令違反等		96	81	167	194	201

平成14年の在留特別許可者について国籍（出身地）別に見ると、韓国・朝鮮が1,198人で全体の17.1%を占め、中国が802人で全体の11.5%を占めている。10年から14年における韓国・朝鮮の全体に占める割合の推移で見ると、韓国・朝鮮は13年まで増加していたが、14年にはやや減少している。中国は、10年には韓国を抜いて1位となったが、その後は韓国・朝鮮に次いで11%前後で推移している。

4年には、韓国・朝鮮で全体の70%を占めていたことからすると、入管法違反者の多国籍化の状況が在留特別許可者にも反映されてきていることが分かる（表42）。

表42 国籍（出身地）別在留特別許可者数の推移

(人)

国籍(出身地) \ 年	平成10	11	12	13	14
総数	2,497	4,318	6,930	5,306	6,995
韓国・朝鮮	325	653	1,337	1,100	1,198
中国	423	511	789	566	802
その他	1,749	3,154	4,804	3,640	4,995

(注)表中「中国」には、台湾、香港・その他は含まない。

4 送還の概況

平成14年の被送還者数は3万3,788人であった。この数を10年から14年までの推移で見ると、12年までは概ね4万5,000人から5万人程度で推移していたが、13年には前年と比べ9,765人(21.6%)減少して3万5,380人となり、14年は更に減少した。

14年の被送還者数について国籍（出身地）別に見ると、中国が8,290人で全体の24.5%を占めており、以下、韓国8,287人(24.5%)、フィリピン3,237人(9.6%)、タイ2,309人(6.8%)、マレーシア1,346人(4.0%)の順となっている（表43）。

表43 国籍（出身地）別被送還者数の推移

(人)

国籍(出身地) \ 年	平成10	11	12	13	14
総数	45,699	50,381	45,145	35,380	33,788
中国	8,802	10,165	8,858	7,981	8,290
韓国	11,227	14,746	12,066	8,881	8,287
フィリピン	5,967	6,499	6,998	3,602	3,237
タイ	3,639	3,847	3,399	2,559	2,309
マレーシア	1,366	1,390	1,268	1,266	1,346
インドネシア	1,247	1,315	1,468	1,352	1,305
イラン	2,175	1,587	1,562	1,151	1,074
ペルー	1,944	1,515	1,353	1,013	872
バングラデシュ	1,235	1,246	1,098	1,144	840
パキスタン	1,297	1,173	951	819	785
その他	6,800	6,898	6,124	5,612	5,443

(注)表中「中国」には、台湾、香港・その他は含まない。

被送還者を送還方法別に見ると、送還費用を自己負担する「自費出国」による送還がその大多数を占めているが、その一方では、所持金のない者など、国費により送還せざるを得ない外国人も増加している（表44）。

表44 送還方法別被送還者数の推移

(人)

送還方法	年	平成10	11	12	13	14
総数		45,699	50,381	45,145	35,380	33,788
自費出国		44,523	48,608	44,057	33,882	32,068
法59条送還		469	881	789	1,302	1,481
国費送還		36	23	38	55	76
その他		671	869	261	141	163

(注)「その他」は、被送還者の所属国政府の費用負担により送還した場合等である。

(1) 国費送還

ア 集団送還

集団密航し、その結果水際で検挙された中国人不法入国者については、刑事処分終了後、大村入国管理センターに収容し、日中両国政府間折衝の上、集団送還を実施している。

10年から14年の間、集団送還は計13回(第24次~第36次)にわたって実施されており、合計2,083人を航空機で中国向けに集団送還している(表45)。

表45 中国向け集団送還者数の推移

	年	平成10	11	12	13	14
実施回数(回)		3	4	2	2	2
被送還者数(人)		649	869	261	141	163

イ 個別送還

入管法違反者の滞在期間が長期化し、在留態様も多様化していることから、被退去強制者の中には、疾患を有する者、様々な理由で送還を忌避する者、帰国費用を都合することができずに収容が長期化する者等が増加傾向にある。これらの者のうち、一定の条件を満たす者については国費により個別に送還しており、これにより、平成10年から14年までの間に228人を送還している。

(2) 自費出国

被退去強制者のうち、自費出国した者は平成14年には3万2,068人であり、10年から12年までの間は概ね4万5,000人前後で推移していたものが、13年は3万3,882人と減少し、14年は更に減少した。

自費出国する者は、例年、被送還者の約95%以上を占めているが、近年、自費出国を希望する者でも、旅券、航空券又は帰国費用等を所持しない者が増えており、これらの者が旅券等を入手して自費出国するまでには相当の期間を要し、送還までに時間を要するようになっている。

このようなケースについては、退去強制手続と並行して、当該外国人に、日本国内又は本国にいる関係者に連絡を取り航空券又は帰国費用の調達に努めさせる一方、旅券を所持しな

い者については、在日外国公館に対して旅券の早期発給につき申入れを行うなど、早期送還に努めている（表46）

表46 国籍（出身地）別自費出国による被送還者数の推移 (人)

国籍(出身地) \ 年	平成10	11	12	13	14
総数	44,523	48,608	44,057	33,882	32,068
韓国	11,215	14,712	12,043	8,842	8,216
中国	7,940	9,108	8,442	7,593	7,627
フィリピン	5,926	6,450	6,924	3,498	3,089
タイ	3,576	3,662	3,268	2,304	2,090
マレーシア	1,365	1,387	1,263	1,244	1,335
インドネシア	1,246	1,313	1,464	1,238	1,278
イラン	2,145	1,522	1,422	1,003	856
ペルー	1,940	1,499	1,342	977	844
バングラデシュ	1,207	1,174	1,065	1,099	816
パキスタン	1,287	1,109	913	758	737
その他	6,676	6,672	5,911	5,326	5,180

(注) 表中「中国」には、台湾、香港・その他は含まない。

(3) 運送業者の責任と費用による送還

航空会社等の運送業者は、一定の条件の下で、被退去強制者をその責任と費用により送還（入管法第59条による送還）する必要がある（注）が、その数は平成10年に469人であったものが、14年には1,481人となっている（表44）

(注) 運送業者は、船舶等の長とともに乗員や乗客を掌握すべき立場にあり、入管法上、一定の責任と義務が課されているが、その一つとして、その責任と費用で一定の要件に該当する外国人を速やかに本邦外の地域に送還することが義務付けられている（同法第59条）

例えば、上陸を拒否され退去命令を受けているにもかかわらず退去しなかったり、特例上陸の許可を受けて上陸したものの、不法残留したりする外国人などの場合がこれに当たる。